

(様式 1)

桐生市市民の意見提出手続募集要項

件名	桐生市自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例の一部を改正する条例案
意見募集の趣旨	再生可能エネルギー発電設備の設置事業については、条例に基づき許可制となっています。 市民の皆様が安全で安心な生活環境などを維持する観点から、これまで許可の対象となっていなかった系統用蓄電池を、新たに許可の対象に加えるものです。
意見を提出できる人	1 市内に住所を有する個人 2 市内に事務所又は事業所を有する個人、法人、その他の団体 3 市内の事務所又は事業所に勤務する人 4 市内の学校に在学する人 5 この手続に利害関係を有する個人、法人、その他の団体
意見の募集期間	令和 7 年 6 月 2 日 (月) ~ 7 月 2 日 (水)
意見の提出方法	住所、氏名、電話番号を記載の上、次のいずれかの方法で提出してください(「5 この手続に利害関係を有する個人、法人、その他の団体」は、その関係を簡潔に記載してください。)。意見提出にあたっては、極力、案のどの部分に対する意見かを明記してください(案全般に係る意見の場合はこの限りではありません。)。なお、決められた書式はありません。 (1) 直接提出・・・桐生市役所建築指導課へ提出してください(土・日曜日、祝日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで)。 (2) 郵送・・・〒376-8501 桐生市役所建築指導課あて送付してください。 (3) ファクシミリ・・・0277-46-2307 へ送信してください。 (4) 電子メール・・・shido@city.kiryu.lg.jp へ送信してください。 ※電話や窓口での口頭による御意見は受け付けません。
参考資料	・桐生市自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例の一部を改正する条例案の概要
担当	都市整備部 建築指導課 開発指導係 電話 0277-48-9034
備考	・結果の公表にあたっては、提出していただいた御意見を要約したものを公表することがあります。また、提出していただいた人の氏名等の個人情報公表はしません。 ・個人情報の取扱いについては、桐生市個人情報保護条例に基づき適正に管理します。 ・提出していただいた御意見に対する個別回答はいたしません。